

新明和CSR調達ガイドライン

新明和工業株式会社

経営企画本部 資材調達部

2023年10月

第2版

目次

1. はじめに	3
2. CSR調達方針	3～4
3. CSR／持続可能な調達基準	4～5
4. クリーン調達宣言	5
5. CSR調達のあるべき姿	5～11
【1】全般	5
(1) 法令順守	5
(2) CSRの考え方や価値観の共有	5
(3) ステークホルダーエンゲージメント	5
(4) 報復行為の禁止	5
(5) 事業継続計画（BCP）	5
【2】環境	6～7
(1) 節電、節水などの省エネルギー	6
(2) 低炭素・脱炭素エネルギーの利用	6
(3) その他の方法による温室効果ガスの削減	6
(4) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進	6
(5) 容器包装等の低減	6
(6) 汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理及び水環境への配慮	6
(7) 資源保全に配慮した原材料の採取	7
(8) 生物多様性の保全	7
【3】人権	7～8
(1) 国際的人権基準の順守・尊重	7
(2) 差別・ハラスメントの禁止	7
(3) 地域住民等の権利侵害の禁止	7
(4) 女性の権利尊重	7
(5) 障がい者の権利尊重	7
(6) 子どもの権利尊重	8
(7) 社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重	8
【4】労働	8～9
(1) 国際的労働基準の順守・尊重	8
(2) 結社の自由、団体交渉権	8
(3) 強制労働の禁止	8
(4) 児童労働の禁止	8
(5) 雇用及び職業における差別の禁止	8
(6) 賃金	9
(7) 長時間労働の禁止	9
(8) 職場の安全・衛生	9
(9) 外国人・移住労働者	9
【5】経済	9～11
(1) 腐敗の防止	9
(2) 公正な取引慣行	10
(3) 反社会的勢力・団体の拒絶	10
(4) 紛争や犯罪への関与のない原材料の使用	10
(5) 知的財産権の保護	10
(6) 品質と製品安全	10
(7) 責任あるマーケティング（不当表示等）	10
(8) 情報の適切な管理	10
(9) 地域経済の活性化	11
(10) 安全保障を含む貿易管理	11
(11) サプライチェーンにおけるCSRの推進、CSR調達	11
【第2版 改訂の概要】	12

1. はじめに

お取引先の皆様、日頃は格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、様々な企業の皆様からの自社の強みなどの会社情報の提供を頂き厚く御礼申し上げます。

情報通信技術の発展により国境を越えた情報共有ができるグローバル社会では、気候変動や人権、差別に関する問題意識が高まり、社会を豊かにする経済の主体のひとつである企業は、これらの社会問題の解決に向け期待されています。

また、自社の維持、発展を妨げるような社会問題を起さないということも重要であり、社会のニーズを捉えたビジネスチャンスとリスクマネジメントといった「リスクと機会」への対応を、サプライチェーン全体で行う必要があります。

弊社においても「サステナビリティ経営方針」を掲げ、持続的な企業価値の向上と社会価値を創出するため、E（環境）S（社会）G（統治）に対応した経営を推進してまいります。

中でも、「人」は、最大の企業の資産と考えており、弊社の掲げる「人権に関する方針」は、事業活動の基盤となるものであると考えますので、お取引先の皆様に対してもこの方針の支持と実践を期待します。

調達に関し、大小様々な規模、様々な地域のサプライヤーの皆様にご協力いただく中で、弊社では、最低限満たすべき義務的ルールである「C S R/持続可能な調達基準」と、より具体的に皆様をお願いするため「**あるべき姿**」として、**順守・尊重、配慮しなければいけない事項を「新明和 C S R 調達ガイドライン」にまとめました。**

「基準」については、社会の当事者として持続可能性を意識した行動や、それを促す組織的な取り組み、リスクマネジメントを実施しているかなどサプライチェーンをつなぐ上で弊社が考える最低限必要な事項を示しています。

弊社各事業の社会への影響度や地域毎の社会の変化に応じ「基準」を見直すこととなりますので、共有させていただいた「あるべき姿」に向けた取り組みを実施していただき、共に一步一步持続可能性を追求し、底上げすることで弊社製品、サービスの向上とそれを通じたサプライチェーン全体で C S R、企業の社会的責任を果たしていきたいと考えています。

サプライヤーの皆様におかれましては、「ガイドライン」を念頭に置き、社会に対する感度を上げ、リスクマネジメントにより、優先すべき内容から活動を重ねることで弊社の C S R/持続可能な調達の実現にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、貴社のお取引先様に対しても、本書内容の支持と実践の要請をお願いいたします。

2. C S R 調達方針

(1) パートナーシップ

すべての取引先とのより良いパートナーシップをもとに相互理解を深め、信頼関係を大切にします。

(2) オープンドア

国内・国外を問わず、自由な競争原理に立った最善のお取引引きを行います。

(3) 公平な取引関係の維持

すべての取引先と常に公平で、公正なお取引引きを行います。

(4) 取引先の選定

取引先の選定は、資材の品質・納期・価格、経営の信頼性や技術開発力、環境配慮等のQCDとCSR評価と適正な手続きによって行います。

(5) 情報の提供、秘密の保持

取引先のご希望には誠実に対応し、取引に必要な情報をお知らせします。同時に、取引先からの有用な情報も求めており、ご提供いただいた営業秘密は厳格に管理し、機密の保持に努めます。

3. CSR／持続可能な調達基準

(1) 企業倫理の徹底

自社に適用される法令の内容と動向、それらの精神を理解し順守する（順法）と共に、利害関係者による接待・贈答・金銭の授受・供与は行わないといった当社「クリーン調達宣言」を理解している。

(2) 反社会的勢力の拒絶

反社会的勢力との従業員の個人的、組織的な接触はない。

(3) 情報セキュリティの徹底

守秘すべき機密情報や個人情報を識別し厳密に管理している。

(4) 品質確保

製品、商品、サービスの安全性が最優先事項と社内で認知され、従業員の日常的なその姿勢と、唱えられた「異」に立ち止まる環境を築いている。

(5) 情報開示

公開すべき情報と、守秘すべき情報を区別して管理されている。

(6) 人権尊重

人権侵害やハラスメントの防止策の実行や通報・相談ができる体制にある。

(7) 安全な職場環境づくり

職場で働く環境においても安全と健康が最優先事項と社内で認知され、従業員の日常的なその姿勢と、唱えられた「異」に立ち止まる環境を築いている。

(8) リスクマネジメントと教育の徹底

法令違反しない社内教育や、順守状況の定期的なチェックをおこなっている。

(9) 地域社会貢献

地域との共存を意識した貢献（従業員による近隣の清掃等）をおこなっている。

(10) 環境負荷の低減

環境（地球温暖化、汚染物質、自然環境）への配慮に繋がる具体的な取り組みをおこなっている。

4. クリーン調達宣言

取引先様との関係については「より厳しい節度・倫理観」が求められており、公平な競争原理が働く健全な関係を構築するため、物品・サービスなどの購買取引に従事する者は、次の基準により行動致します。

- (1) 購買取引に従事する者は、不適切な贈答、接待等を受けません。
- (2) 購買取引に従事する者は、購買取引先様より未公開株を取得したり、インサイダー情報を得ての株式売買は行いません。
- (3) 購買取引に従事する者は、個人的な利益供与を受けると認められる行為は致しません。

5. C S R 調達のあるべき姿

【1】 全般

(1) 法令順守

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等において、各国現地法及び国際法を含め、関係する法令等を順守しなければならない。

(2) C S R の考え方や価値観の共有

サプライチェーン全体で社会的責任を果たすためには、CSR の考え方や、価値観をサプライチェーン全体で確認、共有し、役割に応じて繋がる組織の取組み目標や計画、改善などを実行する個人の意識と行動が重要であることを理解しなければならない。

また、取組み結果の評価と、結果を生んだプロセスの確認や評価に基づく改善など PDCA 管理を企業成長につなげなければならない。

(3) ステークホルダーエンゲージメント

企業に関わるあらゆる人の期待や関心を理解するための対話を通じ、ステークホルダーの意見を自社のガバナンスや意思決定に反映するべきである。

(4) 報復行為の禁止

法令違反や差別、弊社が示す基準などへの違反等の行為を通報した者に対し、通報したことを理由として報復行為を行ってはならない。

(5) 事業継続計画（BCP）

企業が緊急事態（自然災害や大火災、テロ等）に陥った場合に、そこで被る損害を最小限におさえ、会社、従業員、地域、サプライチェーンを守り、事業を継続することで企業の社会的責任を果たすべきである。

【2】 環境

(1) 節電、節水などの省エネルギー

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等における低炭素型原材料の使用、省エネルギー効果の高い設備・物流の導入や建物の断熱化、エネルギー管理システムの導入などの低減に取り組むべきである。なお、節水もポンプなどの水道設備の稼働を抑え、省エネにつながることから水の利用管理を行うべきである。

(2) 低炭素・脱炭素エネルギーの利用

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等に関して、再生可能エネルギーや天然ガスなどCO₂排出のより少ない燃料等に由来する電気や熱を使用するなどCO₂排出係数のより低いエネルギーを利用、使用するべきである。

(3) その他の方法による温室効果ガスの削減

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等における二酸化炭素、メタン、フロン類等の温室効果ガスの発生低減に取り組むべきである。例えば、ノンフロン冷媒（自然冷媒）を用いた冷凍冷蔵機器等への代替、カーボン・オフセットの活用等が挙げられる。

(4) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

リデュース：製品をつくる時に使う資源の量や、廃棄物の特定、管理、削減をすること。耐久性の高い製品の開発、提供や製品寿命延長のためのメンテナンス体制の工夫などに取り組むべき。

リユース：使用済製品やその部品等の規格内での繰り返し使用や、その実現を可能とする製品の開発、提供、修理・診断技術の開発などに取り組むべき。

リサイクル：廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用することや、その実現を可能とする製品設計、使用済製品の回収、リサイクル技術・装置の開発などに取り組むべき。

(5) 容器包装等の低減

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等において、製品自体の容器包装や、製品を詰める箱、輸送用パレットなどの梱包・輸送資材の最小化に取り組むべきである。また、再使用・再生利用しやすい容器包装及び梱包・輸送資材を使用すべきである。

(6) 汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理及び水環境への配慮

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等において、各種環境法令に基づき、大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質を適切に管理（製品に含有するものを含む）し、また、廃棄物を適切に処理しなければならない。水回りの環境においては、洪水による水質汚染、渇水時の水の利用など、地域に応じた影響度、リスクマネジメントにより、使用量や排水の管理をしなければならない。これらにより、環境や人間の健康への悪影響の回避に取り組むべきである。

(7) 資源保全に配慮した原材料の採取

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等において、森林・海洋などからの資源を使用する場合には、違法に採取・栽培された資源を使用してはならない。また、森林減少・劣化の抑制（森林減少ゼロに向けた取り組みの普及）の観点を含め、資源の保全に配慮して採取・栽培された原材料を使用すべきである。

(8) 生物多様性の保全

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等において、資源保存や再生産確保のための措置が講じられていない絶滅危惧種の動植物に由来する原材料を使用してはならない。また、希少な動植物の保全、生物やその生息環境への影響の少ない方法等により、生物多様性や生態系への負荷の低減に取り組むべきである。

【3】 人権

(1) 国際的人権基準の順守・尊重

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等の様々な場面において、人権に係る国際的な基準（特に世界人権宣言、人種差別撤廃条約、自由権規約、社会権規約、拷問等禁止条約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約、人身売買等禁止条約、先住民の権利に関する国際連合宣言）を順守・尊重すべきである。

(2) 差別・ハラスメントの禁止

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等において、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等による（肌の色、言語、政治的その他の意見、国または社会のルーツ、財産を理由とする場合を含む）いかなる差別やハラスメントも排除しなければならない。また、自らが人権侵害に加担しないようにしなければならない。

(3) 地域住民等の権利侵害の禁止

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等において、地域住民等に対する不法な立ち退きの強制や地域の生活環境の著しい破壊等を行ってはならない。

(4) 女性の権利尊重

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等において、女性の権利を尊重し、女性のエンパワメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の登用や育児休暇の充実等に配慮すべきである。

（リプロダクティブヘルス・ライツ：性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きる、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利）

(5) 障がい者の権利尊重

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等において、障がい者の権利を尊重し、その経済的・社会的活動への参加を支援するため、障がい者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化、障がい者授産製品の使用等に配慮すべきである。

(6) 子どもの権利尊重

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等において、子どもの権利を尊重し、その健全な育成を支援するため、児童労働の禁止のほか、子どもを世話する親・保護者への支援等に配慮すべきである。

(7) 社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等において、民族的・文化的少数者、性的少数者（LGBT 等）、移住労働者といった社会的少数者（マイノリティ）の人々の権利を、他の人々と同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、これらの人々が平等的な経済的・社会的権利を享受できるような支援に配慮すべきである。

【4】 労働

(1) 国際的労働基準の順守・尊重

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等において、労働に関する国際的な基準（特に ILO（International Labor Organization 国際労働機関）の提唱する労働における基本的原則及び権利（基本的権利に関する4つの原則、①結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、②あらゆる形態の強制労働の撤廃、③児童労働の実効的な廃止、④雇用及び職業における差別の撤廃）（ILO 中核的労働基準を含む））を順守・尊重すべきである。

(2) 結社の自由、団体交渉権

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等に従事する労働者に対して、組合結成の自由及び団体交渉の権利といった労働者の基本権を確保しなければならない。

(3) 強制労働の禁止

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等において、身分証明書等の不当預かりや、預託金の不当徴収等の拘束手段を用いた労働強要、時間外労働の強制等、いかなる形態の強制労働もさせてはならず、また、人身取引に関わってはならない。

(4) 児童労働の禁止

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等において、その国・地域における法定就労年齢未満の児童を雇用しない。

また、いかなる形態の児童労働もさせてはならない。

(5) 雇用及び職業における差別の禁止

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等に従事する労働者について、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等による（肌の色、言語、政治的その他の意見、国または社会のルーツ、財産を理由とする場合を含む）雇用や賃金、労働時間その他労働条件の面でのいかなる差別もしてはならない。

(6) 賃金

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等に従事する労働者に対して、法令で定める最低限支払わなければならない賃金の下限額である最低賃金以上の賃金を支払わなければならない。

また、時間外労働等に関する適切な労働協約を締結し、割増賃金、支払方法等を公正に適用すべきである。

(7) 長時間労働の禁止

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等において、違法な長時間労働、労働時間に関する規定の適用除外となっている労働者については健康・福祉を害する長時間労働をさせてはならない。

また、法定または、予め合意された労働時間を適切に管理し、過度な労働時間の削減を行い、有給休暇取得の権利を与え、1週間に最低1日の休日を与えるべきである。

(8) 職場の安全・衛生

安全衛生に関する法令等に基づき、安全衛生委員会等の設置やメンタルヘルスケアを含め、製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等に従事する労働者等にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えなければならない。また、経営者等は、労働者にとって仕事と生活の調和のとれた労働環境の整備に配慮すべきである。

(9) 外国人・移住労働者

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等のために自国内で働く外国人・移住労働者（技能実習生を含む）に対しては、関連する法令に基づき適切な労働管理を行い、賃金の不払い、違法な長時間労働のほか、旅券等の取上げ、強制帰国、保証金の徴収などの違法又は不当な行為を行ってはならず、法令や行政指導に基づき、当該労働者の理解可能な言語で労働条件を書面で交付しなければならない。また、操業する国や地域の伝統や慣習、及び、従業員の宗教的な伝統や慣習を尊重し、一律の就労規則等によりそれを妨げることのないよう配慮しなければならない。

外国人労働者のあつせん、派遣を受ける場合、当該あつせん、派遣をする事業者が法令に基づく許可を受けているか、外国人労働者の権利を不当に侵害していないか等について確認すべきである。このほか、適切な住環境への配慮、外国人労働者の苦情の申し入れ・相談を容易に行えるようにするための体制整備や権限ある労働関係機関との連携にも取り組むべきである。

【5】 経済

(1) 腐敗の防止

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等において、贈収賄等の腐敗行為に関わってはならない。

- (2) 公正な取引慣行
 製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等において、日本における独占禁止法や下請法などの競争法や優越的地位の濫用規制等を順守し、ダンピング、買いたたき、談合等の不正・反競争的な取引を行ってはならない。
- (3) 反社会的勢力・団体の拒絶
 暴力団や総会屋等の反社会的勢力との関係を排除しなければならない。
- (4) 紛争や犯罪への関与のない原材料の使用
 製品の開発、製造、商品等に使用する原材料について、武装勢力や犯罪組織の資金源となるなど、紛争や犯罪に関与するものを使用してはならない。スズ、タンタル、タングステン、金等の紛争鉱物及びそれを含む製品については、その調達経路において武装勢力や犯罪組織の資金源につながるようなことが無いかを調査し、関与が無いことを明らかにする必要がある等の法令等を順守しなければならない。
- (5) 知的財産権の保護
 製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等において、第三者の知的財産権（特許権、著作権、意匠権等）及び営業秘密を侵害してはならない。
- (6) 品質と製品安全
 品質の確保は、お取引の大前提です。
 また、安心して製品をご使用いただくためには、製品の安全性確保が重要となり、製品ライフサイクル全体での品質保証が企業の社会的責任です。
 製品開発段階において、リスクアセスメントにより製品の安全性を十分作りこむことと、各種国際規格への適合や検証、安全性審査会などの実施による安全性を含む設計品質を確保するとともに、製造段階では、図面通りにもものをつくる製造品質の確保を行わなければいけません。
- (7) 責任あるマーケティング（不当表示等）
 製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等のマーケティングにおいて、正確な情報を正しくお知らせしなければならない。
 日本における不当景品類及び不当表示防止法が禁止する不当表示や不正競争防止法が禁止する偽装表示などの不適切な表示を行ってはならない。また、差別的または誤解を与える広告を回避し、子どもに悪影響のある広告を制限するなど、消費者や社会に配慮すべきである。
- (8) 情報の適切な管理
 製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等において、個人情報等を法律に基づき取り扱うとともに、業務上知り得た機密事項がサイバー攻撃や内部不正等により外部に漏洩しないよう適切に管理しなければならない。また、情報セキュリティに関するリスクの高さに応じた情報アクセスの管理強化や漏洩防止体制の確立のほか、万が一、情報が外部に漏洩した場合の原因究明・被害収束のための体制確立などの対策に取り組むべきである。

(9) 地域経済の活性化

製品の開発、製造、商品の物流、サービスの提供等の事業を行う拠点等において、地域の発展に向け、各地域が抱える社会的課題に目を向け、地域社会と協力しながらその解決に向けた活動についても取り組むべきである。

(10) 安全保障を含む貿易管理

世界の主要国では、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム(体制)）を作り、国際社会と協調して輸出等の管理を行っていることから、この安全保障の観点に立った貿易管理の取り組みに関する法令に従い貿易を行わなければならない。

また、輸入に際しても、輸入の禁止や、規制されている貨物があり、関税や消費税の納入が定められるなど、関連法令に従い管理する必要がある。

(11) サプライチェーンにおけるCSR調達の推進

CSRは、自社が直接関係するステークホルダーだけでなく、原材料や部品の供給者からの資材調達、自社製品の製造、物流、販売といったサプライチェーンを通じて間接的に影響を及ぼすステークホルダーにまで活動の範囲を広げ、サプライチェーン全体を通じて「企業の社会的責任」を果たさなければならない。

バイヤー企業が製品、資材および原料などを調達するにあたり、品質、性能、価格および納期といった従来の「モノ」の課題項目に、環境、労働環境、人権などへの対応といった「サプライヤー」の課題に関する要求を追加し、原材料の素性までも把握できるようなトレーサビリティを含むCSRの取り組みを要請しなければならない。

また、サプライヤーとの接点を持つ調達実務者は、CSRに関する自社の考え方の方向性や価値観、基準などを理解しておくべきである。

以上

【第 2 版、改訂の概要】

1. はじめに	：【誤記修正、貴社のお取引先様への要請を追記】	3	
2. C S R 調達方針		3～4	
3. C S R / 持続可能な調達基準		4～5	
4. グリーン調達宣言		5	
5. C S R 調達のあるべき姿		5～11	
【1】全般	：【CSR 取組みの理解と強化の為項目追加、項番変更】	5	
(1)	法令順守	5	
(2)	C S R の考え方や価値観の共有	：【方針や考え方、価値観、目標や計画など周知内容と行動の一致に関する事項を追記】	5
(3)	ステークホルダーエンゲージメント	：【意見を聴衆の重要性を追記】	5
(4)	報復行為の禁止	：【項番の変更】	5
(5)	事業継続計画 (BCP)	：【自然災害等の有事の対応について追加】	5
【2】環境		6～7	
(1)	節電、節水などの省エネルギー	6	
(2)	低炭素・脱炭素エネルギーの利用	6	
(3)	その他の方法による温室効果ガスの削減	：【例示の追加、文言の修正】	6
(4)	3R (リデュース、リユース、リサイクル) の推進	：【文言の修正】	6
(5)	容器包装等の低減	6	
(6)	汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理及び水環境への配慮	6	
(7)	資源保全に配慮した原材料の採取	7	
(8)	生物多様性の保全	7	
【3】人権		7～8	
(1)	国際的人権基準の順守・尊重	7	
(2)	差別・ハラスメントの禁止	：【人権侵害への加担の防止を追記】	7
(3)	地域住民等の権利侵害の禁止	7	
(4)	女性の権利尊重	7	
(5)	障がい者の権利尊重	7	
(6)	子どもの権利尊重	8	
(7)	社会的少数者 (マイノリティ) の権利尊重	8	
【4】労働		8～9	
(1)	国際的労働基準の順守・尊重	8	
(2)	結社の自由、団体交渉権	8	
(3)	強制労働の禁止	：【例示を追記】	8
(4)	児童労働の禁止	：【年齢に関する事項を追記】	8
(5)	雇用及び職業における差別の禁止	8	
(6)	賃金	：【文章の補足、時間外労働時の内容等追記】	9
(7)	長時間労働の禁止	：【休日に関する内容追記】	9
(8)	職場の安全・衛生	9	
(9)	外国人・移住労働者	：【地域の伝統や習慣、従業員への配慮事項を追記】	9
【5】経済	：【取組み強化の為項目追加、項番の変更】	9～11	
(1)	腐敗の防止	9	
(2)	公正な取引慣行	10	
(3)	反社会的勢力・団体の拒絶	：【基準に示す内容を追加】	10
(4)	紛争や犯罪への関与のない原材料の使用	：【項番の変更、誤記修正】	10
(5)	知的財産権の保護	：【項番の変更、誤字修正】	10
(6)	品質と製品安全	：【基準に示す内容を追加】	10
(7)	責任あるマーケティング (不当表示等)	：【項番の変更、補足する内容を追記】	10
(8)	情報の適切な管理	：【項番の変更、誤記修正】	10
(9)	地域経済の活性化	：【項番の変更】	11
(10)	安全保障を含む貿易管理	：【貿易管理に関する内容を追加】	11
(11)	サプライチェーンにおける CSR の推進、CSR 調達	：【バイヤー企業となる場合の内容追加】	11